

重要

平成 23 年度に「博物館に関する科目」を履修する際の注意事項

学芸員資格取得のための「博物館に関する科目」を定めている文部科学省令「博物館法施行規則」の改正に伴い、平成 24 年度から学習院大学の学芸員資格取得履修規定が変更となります。

- ①現在「博物館に関する科目」を履修中で、
- ②平成 23 年度までに資格を取得せず、
- ③平成 24 年度以降に大学院進学や科目等履修・編入学などにより新しい学籍となった状態で、引き続き「博物館に関する科目」の履修を継続する予定の学生

上記①～③のすべてにあてはまる学生は、**原則として平成 24 年度以降入学者と同じ履修規定で資格取得をめざすことになるため、資格取得のために単位を修得しなければならない科目が新たに増える予定です。現行の履修規定での資格取得を希望する場合は、平成 23 年度中に資格取得に必要な単位をすべて修得すること。**特に、平成 23 年度に学部 4 年生・大学院博士前期課程 2 年生・大学院博士後期課程 3 年生・科目等履修生になる予定の人は、平成 23 年度が現行の履修規定で資格取得ができる最後のチャンスになるので、4 月の履修登録(科目等履修生は平成 23 年 3 月の出願)の際に注意が必要です。

現在在籍中で、平成 24 年度以降も引き続き同じ学籍で在籍し履修を継続する学生は、現行の履修規定での資格取得が可能です。ただし、平成 24 年度以降、カリキュラムが大幅に変更となるため、平成 23 年度までの単位修得状況によっては、平成 24 年度以降追加で修得しなければならない単位が出る場合があります。

具体的には、**「博物館学」(4 単位)と「視聴覚教育メディア論」(2 単位)の両科目について、平成 23 年度までに「博物館学」(4 単位)の単位が未修得で「視聴覚教育メディア論」(2 単位)の単位のみを修得している場合です。この場合、平成 24 年度以降に内容的に一部重複する科目「博物館情報・メディア論」(2 単位)をとりなおさなければなりません。**現行履修規定と同じ総修得単位数での資格取得を希望する場合は、平成 23 年度までに両科目の単位を修得するか、平成 24 年度以降「博物館情報・メディア論」(2 単位)を履修する必要があります。

※平成 24 年度の履修規定は、正式に決定された段階で発表となります。

※平成 24 年度以降新しく修得しなければならない単位の予定等を含め、今後の履修計画について相談をしたい者は、平成 23 年度の履修登録前に、学芸員資格取得事務室まで相談に来ること。

平成 22 年 4 月 1 日

学芸員資格取得事務室